

振興計画(第2案) 修正事項一覧

資料2 差し替え

| No | 発言者 | 項目 | 計画書 ページ | 施策・取組名等 | 御意見 | 対応 |
|----------|-----|--------------|------------|-------------------------------|---|---|
| 1 | | 全般 | | 全般 | | <ul style="list-style-type: none"> ◆分かりやすさの観点から「施策」としていた5つを「基本目標」に変更 ◆上記と同様に、基本目標としたことで、施策に細づく取組の番号を「○-○-○」から「○-○」に変更 ◆各取組において、推進や充実などの表現を使い分けつつ統一 <ul style="list-style-type: none"> ※推進：(政策やプロジェクトなどの)物事を積極的に前に進める ※充実：既存の制度やサービスなどの)内容や質を豊かにする ※整備：インフラや体制などの)必要なものを整えて使える状態にする ◆各基本目標、取組に対する指標の設定 ◆注釈の追加 <ul style="list-style-type: none"> ◆表、写真、トピックスの挿入(今後挿入するものも含む) ※表や写真：取組をイメージしやすくする目的や現状を伝えるもの ※トピックス：具体に柏市の取組を紹介することで理解を深めていただくページ ◆見やすさを意識したフォーマットの修正 ◆軽微な文言修正 |
| 2 教育委員 | | アンケート | — | — | アンケートの結果からすると、大きく2つの問題があると思う。1つ目は自分から積極的に動こうとする意思をどう引き出すかという問題、2つ目は主体的な学びを実現するためには基礎的な学力が必要であるという問題である。そのために具体的にどういったことが必要であるかを細かく議論をしていくことが必要であると思う。 | 「子どもの主体性」及び「学力(認知能力、非認知能力)の育成」については、基本目標1で整理。柏市が考える学力については、「第1部4(1) 柏市で育む学ぶ力」として示しました。 |
| 3 内部検討 | | 第1部 | 6 | 振り返り | | 第2回会議での報告資料をベースに記載を整理しました。 |
| 4 内部検討 | | | 8 | アンケート | | 第2回会議での報告資料をベースに記載を整理しました。アンケートの各結果を第3部(資料編)に掲載。 |
| 5 審議会委員 | | 第2部 基本目標1 | 21 | 基本目標1 基本目標名 | ・施策体系の文言が基本方針と異なる点が気になる。 基本方針では「子ども主体の学び」としているのに対して、今回は「主体的な学び手の育成」とされており、主語が「子ども」から「教師」に変わってしまっている。 ・学び手など「～手」とした時点で主体ではなくなってしまう。 | 基本目標1を、子どもを主語とする「子ども主体の学び」に変更。 |
| 6 審議会委員 | | | 21 | 基本目標1 子ども主体の学び | ・「学力の向上」は記載しなくてよいのか。 | 第1部4(1)すべての基本目標につながる「柏市が目指す学ぶ力」として示しました。 |
| 7 教育委員 | | | 21 | 基本目標1 子ども主体の学び | ・自ら基礎的な学力が必要であると認識すればよいが、資料には学校伴走と書かれている。探求するための基礎学力は必要であると思うため、検討してほしい。 | |
| 8 内部検討 | | | 21 | 基本目標1 子ども主体の学び | ・柏市として「学力」をどう捉えているかを記載する必要がある。 | |
| 9 審議会委員 | | | 21 | 基本目標1 子ども主体の学び | ・主体的な学びの事例として全国では自由進度学習等の実施があるが、柏市としては、どのような学びを主体的な学びとして示していくのか。 | 「柏市が目指す学ぶ力」として、「第1部4(1)」に記載。 |
| 10 審議会委員 | | | 22 | 取組1-1 子ども主体の学びを行うための学校伴走支援 | ・「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり」の取組は、「2-1-1(現4-1)中学校区による連携強化」の内容と重なっているのではないか。 ・「子供主体の学びの推進」という取組名等で、自立した学習者を育てる授業づくりや探究的な学びを委員会が伴走支援するという内容はどうか。 | ・「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり」の取組についての記載は、取組4-1に記載。 ・取組名を「子ども主体の学びを行うための学校伴走支援」に変更。 |
| 11 審議会委員 | | | 22 | 取組1-2 探究的な学びを実現できる教育課程の推進 | ・授業時数特例校制度等の積極的な推進は良いと思うが、全体として考えた時には、特例校だけに限らず、児童生徒の実態や地域に応じたカリキュラム・マネジメントが重要と思われる。 ・次期学習指導要領では校長裁量で柔軟な教育課程をという案も出ているが、実際は「社会に開かれた教育課程の実現」もできていない。 ・まずは社会に開かれた教育課程の実現を全体で目指し、その上で授業時数特例校の推進も図るという内容はどうか。 | ・御意見を踏まえ、記載を修正・合わせて取組名を「探究的な学びを実現できる教育課程の推進」に変更。 ・社会に開かれた教育課程の実現を目指すとともに、次期学習指導要領を見据え、児童生徒や地域の実態に応じたカリキュラム・マネジメントの手段として、授業時数特例校制度等の積極的な活用を推進し、探究的な学びの時間の確保に努めます。 |
| 12 審議会委員 | | | 23 | 取組1-3 自己選択・自己決定する授業の推進 | 「自己選択・自己決定の授業」とは何か。「脱一斉授業」や「個別最適な学び」とすると、「1-2-1(現2-1)一人一台端末を活用した授業改革の実践」と内容が重なるのではないか。情報提供や研修がメインだとすると、教職員の研修の充実を目指すものなのか。内容が伝わりにくいのではないか。 | 各取組においては、領域が重なる部分が出てくるため、それぞれの取組においてわかりやすく示していきます。 |
| 13 教育委員 | | | 24 | 取組1-7 豊かな心を育む道徳教育の推進 | ・子どもたちの成長期においては、心技体において一つだけが突出することなく成長をしてほしいと考えている。 その観点において、計画の中での「心」の部分はどこで示していくのか。もう少し子ども自身の気持ちの成長面についての記載があつても良いものと思う。 ・教育だけではなく、環境や地域との係わりも大切だと思うため、命を大切にするという根本的大切さというのも伝えてほしいと考える。 | 取組名を「豊かな心を育む道徳教育の推進」に変更 |
| 14 審議会委員 | | 第2部 基本目標2 | 27 | 施策2 デジタル学習基盤による情報活用能力の育成 | 第3次計画では、DX、生成AIなどが発達する中、学校でどのように活用していくか議論していく。 | 取組2-1「1人1台端末を活用した授業改善」にて記載 |
| 15 審議会委員 | | | 28 | 取組2-2 情報モラル教育の推進 | 「情報モラル」は、これからの時代にも求められる力であるため、第3次計画において前面に示してほしい。 | 取組2-2「情報モラル教育の推進」にて記載 |
| 16 審議会委員 | | | 29 | 施策3 グローカル人材の育成 | 「グローカル」という表現を使うのであれば、地域学習、郷土愛等の要素も含んだ方が良い。 | 取組3-3「地域連携カリキュラムの共有」として、地域学習や地域連携活動についての取組を追加 |
| 17 内部検討 | | | 29 | 施策3 グローカル人材の育成 | グローカル教育は、地域人材の創出という観点からも、市立柏高校で行っているキャリア教育が合致すると考える。については、イチカシの取組を本事項に掲載してもよいのではないか。 | 市立柏高校でのキャリア教育の取組を、取組3-4「市立柏高校におけるキャリア教育」として記載(施策12でも再掲) |
| 18 審議会委員 | | | 32 | 施策4 小中一貫教育の推進 | アンケートでは、小中連携に関する回答率が低かったにも関わらず、第3次計画の柱として挙げた根拠を示す必要がある。 | 施策4の【現状と課題】にて、市として推進の重要性を記載 |
| 19 審議会委員 | | 第2部 基本目標2 | 35 | 取組5-1 幼保こ小協働による架け橋期教育の充実 | 指標に「2-2①幼保こ小の接続の段階がフェーズ3の実施校数」とあるが、フェーズ3は全校実施済みとの認識であった。フェーズ4へ移行することはハードルが高いのか。 | ・文部科学省が示す幼保こ小の接続の段階には、「ステップ:接続期カリキュラムの取組段階」と「フェーズ:架け橋期カリキュラムの取組段階」があり、柏市の段階としては、ステップでは4の段階であるが、フェーズとしては2~3であると判断しているため、目標を「フェーズ3」と示した。 |
| 20 審議会委員 | | | 37 | 施策6 個別の支援が必要な児童生徒への対応 | 特別支援教育に関する取組が現状維持に留まっている。 特別支援教育は、基礎的環境整備と合理的配慮が必要といわれているが、現在、前者は人的配置に偏っている。文科省ではバリアフリーの推進を働きかけている。特別でない特別支援教育を市としてどのように進めていくかを盛り込んでほしい。 | 市としても「特別でない特別支援」を進めていくため、施策名に特別支援教育は使用しない。 家庭生活に困難を抱える児童生徒への対応を位置付けることも踏まえ、施策6を「個別の支援が必要な児童生徒への対応」に変更。 |

| No | 発言者 | 項目 | 計画書 ページ | 施策・取組名等 | 御意見 | 対応 |
|----|-------|--------------|------------|--|---|--|
| 21 | 審議会委員 | 第2部 基本目標3 | 37 | 取組6-1 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上 | 「誰一人取り残さない」教育の充実を目指すのであれば、今は通常の学級も特別支援学級も、多様な子どもたちがいることを前提として学級づくりや授業づくりをしていくことが大切であり、学校の在り方や枠組み、自分たちの接し方を見直す必要があると考える。できるなら、そのような内容を盛り込んでほしい(多層型支援システム、一人一人に合った個別最適な学びの充実等)。 | ・取組名を「教職員の特別支援教育に関する専門性の向上」に変更。 ・施策6を「個別の支援が必要な児童生徒への対応」とし、特別支援教育に限らず、すべての子どもを対象に支援を拡充していく体系に再整理。 |
| 22 | 審議会委員 | | 38 | 取組6-2 専門職員の配置による支援の充実 | 内容を見ると、教員支援員の拡充が主となっており、取組名と内容が少しずれているように感じられる。また、支援員の拡充は、今後人手不足により確実性が低いと思われる。システムや環境整備をまずは充実させることが必要ではないか。 基礎的環境整備と合理的配慮を充実させるという内容で、人の配置だけでなく、施設の整備や相談体制、校内支援体制の充実を図るといったものではどうか。また、相談体制や校内支援体制の充実には、専門機関との連携等も重要と思われる。 | 取組6-2では専門職員の配置について記載。 相談体制については取組6-3「教育的ニーズに応じた支援の充実」に記載。 |
| 23 | 審議会委員 | | 38 | 取組6-3 教育的ニーズに応じた支援の充実 | 就学後の相談体制に重点があるように感じる。インクルーシブ教育システムの構築を目指すのであれば、連続した多様な学びの場の整備と早期からの教育相談の充実が重要であり、就学前の相談についてしっかりと触れてほしい。 また、ガイドブックは補助的なものであり、施策に入れる内容ではないのではないか。 | 御意見を踏まえ、以下のように記載を修正。 ・特別な支援をする児童生徒が、実態や教育的ニーズに応じて適切な支援を受けられるような就学相談体制を構築します。 ・福祉・医療等関係機関と連携しながら、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等それぞれの学びの場での支援を充実させます。 ・特別支援学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成するようにしていきます。 |
| 24 | 審議会委員 | | 38 | 取組6-4 医療的ケア児への支援体制の充実 | 内容に「医療的ケアが必要な児童生徒の自立を目指す」とあるが、「自立」を目指すのが目標ではなく、学習の保障をすること、一人一人のニーズに合った教育をすることがこの事業の目的ではないか。 | 御意見を踏まえ、以下のように記載を修正 ・医療的ケアコーディネーターの配置及び医療的ケア指導医の派遣により、安全・安心な医療的ケア実施体制の充実を図ります。教員と医療的ケア看護師が連携して、個別の教育支援計画等を活用しながら、医療的ケアが必要な児童生徒の自立を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。 ・医療的ケアが必要な児童生徒に対して、適切にケアを実施するために各校に不足がないように医療的ケア看護師を配置します。 |
| 25 | 審議会委員 | | 39 | 取組6-5 家庭生活に困難を抱えている児童生徒への対応 | ・児童虐待をいじめ対策の項目の中に入れ込むと埋もれてしまう。地域連携に記載する等で強調させた方が良いと思う。 ・虐待事案は報告義務があるため、児童虐待については、地域、家庭、学校外との連携についても示してほしい。 ・学校運営協議会に民生委員等も含まれているため、「16-1地域学校協働活動の推進・支援」に「児童虐待」を追記するか。 | 施策6に取組6-5「家庭生活に困難を抱える児童生徒への対応」を位置づけ |
| 26 | 内部検討 | | 39 | 取組6-5 家庭生活に困難を抱えている児童生徒への対応 | ・学校現場が虐待を発見できる可能性が高いため、その機会を逃さないことが大切。不登校対策とは区分けした形で、学校で発見した際の対応方法を記載するべきではないか。 ・松戸市は、「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」、「基本施策7 個別の支援を必要とする子供たちへの対応」に記載している。柏市も基本目標に「多様な教育ニーズへの対応」を位置付けているため、そちらに記載するはどうか。 | 施策6に取組6-5「家庭生活に困難を抱える児童生徒への対応」を位置づけ |
| 27 | 審議会委員 | | 40 | 施策7 不登校児童生徒への支援の充実 | 基本方針での方向性の書き方に関して、子どもたちが安心して自発的に行きたくなるような学校づくりの推進が先ではないか。また、「自発的に行きたくなるような」という表現が気になる、「すべての子にとって居場所がある学校づくり」や、「安心・安全な学校づくり」、「すべての子が楽しいと感じられる学校づくり」等の表現はどうか。 | 本記載は、「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針」からの抜粋として記載しているため、変更せず原案のまま。 |
| 28 | 審議会委員 | | 40 | 取組7-1 小学校への校内フリースクール (校内教育支援センター)の整備 | 小学校だけを取り上げて書かれているが、3-2-3(現7-3)「専門職員の配置による相談・支援体制の構築」と内容としては同じではないか。小中一貫を目指すのであれば、まとめて良いのではないか。 また、そもそも不登校児童生徒を出さない、減らそうという取り組みがないことが気になる。すべての子にとって居場所が感じられる学級づくりや学校づくり、柔軟で包摂的な枠組みや授業づくり、オンラインを活用したつながるシステム、すべての子の学習を保障する仕組みづくりなど、人の配置だけでなく、できることがあるのではないか。 | ・小学校への整備については、本計画期間中の新たな取組として別枠で記載 ・校内教育支援センターの名称の検討を踏まえ、取組名を「小学校への校内フリースクール(校内教育支援センター)の整備」に変更 |
| 29 | 審議会委員 | | 41 | 取組7-4 学びの多様化学校の調査・研究 | 「学校の意向を踏まえて、学校運営協議会において」とあるが、内容が曖昧で、消極的な印象を受ける。取り組みとして取り上げるのであれば、しっかりとした説明と方向を示した方がよいのではないか。 | 取組7-5「地域や団体と連携した不登校支援の推進」での記載が転記されていたため、記載を修正 |
| 30 | 審議会委員 | 第2部 基本目標4 | 46 | 取組10-1 教職員の働き方改革の推進 | 施策体系の文言が基本方針と異なる点が気になる。 基本方針では「いきいきと学び続ける教職員」として学校教育の一環として記載されているのに大して、今回は「学びを支える教育環境の構築」として教育環境の一環として記載されている。 施策4-1~4-3(現施策10~12)は学校教育に関する取組に分類した方がよいと思う。 | 今回の計画では、基本方針の体系をより市民に伝わりやすいよう再整理しており、子どもたちの学校での学びについてを基本目標1~3で、子どもの学びを支える教職員や施設等の環境を基本目標4で、学校を支える家庭・地域との協働を基本目標5で位置付けるよう整理 |
| 31 | 内部検討 | | 56 | 取組14-2 教室不足への対応 | 取組14-1「学校の適正配置のあり方の検討」と重複しているのではないか。 | 取組名を「児童生徒数推計を踏まえた教育環境づくりの推進」から「教室不足への対応」に変更 |
| 32 | 審議会委員 | 第2部 基本目標5 | 61 | 取組17-1 アフタースクール事業の推進 | 「全ての児童」という表現を用いているが、利用する上での条件はないという認識でよいか。具体的な内容を備考欄に記載してほしい。 | アフタースクール事業の注釈に対象者も追記 |
| 33 | | | 61 | 取組17-2 朝の児童の居場所づくりの検討 | | ・新たに取組17-2「朝の児童の居場所づくりの検討」を追加。 ・児童が始業前の時間を安全・安心に過ごすことができるよう、朝の児童預かり事業の実施を検討します。 |
| 34 | 審議会委員 | | 63 | 施策18 家庭への支援 | 3つの取り組みだけでは少ないよう感じる。 また、対象が限定的で、あまり魅力を感じない。幅広い家庭への支援は、「5-2子どもの居場所づくり」と捉えることもできるため、「5-2」と「5-3」を一緒にしても良いのではないか。 「3-3-2専門職員の配置による相談・支援体制の構築」の内容に教育支援室での教育相談の内容が書かれているが、児童生徒課で行っている電話相談や面接相談等の教育相談事業は、家庭への支援にも当てはまるのではないか。 | 施策17「子どもの居場所」に記載する「児童の朝の居場所づくりの検討」を、保護者の就労継続支援の観点から、施策18にも再掲 |
| 35 | 審議会委員 | | 65 | 施策19 防災体制の整備 | ・学校では防災教育の推進が重要ではないか。 ・施策名を「5-4防災・防犯体制の整備」に変更ができないか。今や校内でも教師による性暴力や、いじめ、不適切な指導や体罰などの例が後を絶たないからも、校内の防犯カメラの設置も検討してほしい。 | 取組19-2「地域と連携した訓練等の実施」に、防災教育として、市の防災部局が学校で子どもたちに防災についての講演等を行う取組を記載 |
| 36 | 内部検討 | 第3部 | 67 | 各施策・取組に関する資料 | | 第1部・第2部で記載する内容を補足する資料を追加 |